

国民健康保険の届け出は忘れずに

卒業・就職・退職などで健康保険の変更があるときは、14日以内に届け出が必要です。下記に該当する場合は必要書類などを用意し、保険医療課医療保険年金係、または各支所に届け出てください。

国民健康保険に加入するとき

■ 社会保険等をやめたとき

(扶養を外れたときも含む)

必要書類等

- ・社会保険等をやめたことがわかる証明書
- ・マイナンバーカード等個人番号がわかるもの

■ 安芸高田市に転入したとき

(転入前が国民健康保険の場合)

必要書類等

- ・転出証明書

注意! 届け出が遅くなると・・・

国民健康保険の加入日は、届け出た日ではなく、前の社会保険等の資格がなくなった日です。届け出が遅くなれば、保険税もその分さかのぼって課税されるため、1回当たりの負担が大きくなる場合があります。

国民健康保険をやめるとき

■ 社会保険等に加入したとき

(扶養になったときも含む)

必要書類等

- ・国民健康保険証
- ・社会保険等の保険証(コピー可)
- ・マイナンバーカード等個人番号がわかるもの

■ 安芸高田市から転出するとき

必要書類等

- ・国民健康保険証

注意! 届け出が遅くなると・・・

保険税が課税され続け、社会保険等と二重に支払いをしてしまうこともあります。
※誤って国民健康保険証で医療機関等を受診した場合、市が負担している医療費(7割または8割)を返還する必要があります。

他の保険への変更中に病院にかかるときは?

変更後の保険証が手元に届いていないときに医療機関等を受診する際には、保険の切り替え手続き中であることを必ず伝えてください。手続き中は、市から交付された国民健康保険証が使えません。

修学中的の方の国民健康保険証

通学のために、本市から転出して別の住所に住んでいる方は、転出前と同様に本市交付の国民健康保険証が使える場合がありますので、該当する方は届け出てください。

※修学中的の方の保険証を交付している世帯へ、修学状況の確認を2月下旬に通知していますので、内容を確認してください。

必要書類等

- ・修学先の学校名、修業年限か学年が確認できるもの(在学証明書や学生証など)
- ・マイナンバーカード等個人番号がわかるもの

※卒業後、引き続き国民健康保険に加入する方は、住民票のある市町村の国民健康保険に加入することになりますので届け出てください。

☎ 保険医療課 医療保険年金係 ☎ お太助フォン 42-5619

市政の動き

全員協議会における意見聴取

議会が12月と1月の全員協議会における執行部からの意見聴取[※]を拒んだため、その理由について改めて伺いました。回答として「議案として上程される見込みであり、事前審議にあたる」「常任委員会での所管事務調査事案である」という二つの理由が示されましたが、全く説明になっていません。以下では、『会議規則』や『議員必携』に基づいて、それぞれの誤りについて解説します。

▶ 事前審議に当たらない

事前審議が認められないのは「議会は非公式な場で意思決定をしてはならない」という「会議公開・議事公開の原則」に反するからです。しかし、本市議会の全員協議会は公開であり、議事録も作成されるため、「公開の原則」に反しません。また、執行部が意見を聞くだけで議案の審議になるという主張は論理が飛躍しています。少なくとも、議案と関係がない「公共交通計画」に関しては全く的外れです。

▶ 所管事務調査の不適切な運用

委員会は会期中に所管する事務を調査する権限を持ち、必要があれば閉会中も継続して調査を行えます。当然ですが、開会中に調査をしていない事案については、対象となる道理がありません。しかし、議会は「閉会中の継続調査」として、開会中に扱っていない事案を調査の対象としています。

また、そもそも委員会の調査権は執行部に意見を述べるための権限ではありません。このように、不適切な権限の運用が意見聴取を受けない理由とならないのは当然です。

▶ 議会には対話から逃げない姿勢が求められる

議会は市民の代表として執行部に向き合うべき存在です。まず基本的な議会の規則に関する認識を正した上で、適切な議会運営が求められます。

【※】 「行財政運営上の重要問題」について執行部が議会へ意見を求める手段です。

市長 石丸 伸二

《主な動き》

| | | |
|-------|-----------|---|
| 12/5 | 議長への書面通知 | 「公共交通計画」「旧田んぼアート公園予定地」について全員協議会での意見聴取を申し入れ。 |
| 12/27 | 面談 | 金行議員とスポーツ事業等について意見交換。 |
| 1/10 | 議長への書面通知 | 「中学校規模適正化」「上下水道料金」について全員協議会での意見聴取を申し入れ。 |
| 1/12 | 面談 | 熊高議員と観光業等について意見交換。 |
| 1/16 | 議長からの書面回答 | 12月5日付、1月10日付の申し入れを受けない理由を説明。 |
| 1/17 | 面談 | 熊高議員と農業について意見交換。 |